

工事・作業及び行事許可申請の手引き



令和 4 年 3 月
福島海上安部

【目次】

第1. 工事・作業許可

1	工事・作業許可申請の手続きについて	P 3
(1)	根拠	P 3
(2)	申請者	P 3
(3)	申請書の様式、提出部数	P 3
(4)	申請書の提出時期	P 4
(5)	許可申請から工事・作業着手までのフローチャート	P 4
(6)	申請書の宛名及び提出方法	P 5
(7)	事務取扱窓口	P 5
(8)	事務取扱時間等	P 5
(9)	審査基準及び標準処理期間	P 5
(10)	工事・作業許可申請の内容に変更があった場合	P 6
(11)	工事・作業の完了	P 6
2	工事・作業許可申請を提出する前の検討事項	P 6
(1)	工事区域の設定	P 7
(2)	警戒船の配備	P 7
3	工事・作業許可申請書の具体的記載要領	P 7
(1)	目的及び種類	P 7
(2)	期間及び時間	P 8
(3)	区域又は場所	P 8
(4)	方法	P 8
(5)	その他（事故防止措置等）	P 11
4	安全対策の工種別記載例	P 12
(1)	一般的な安全対策	P 12
(2)	潜水作業時の安全対策	P 13
(3)	浚渫作業時の安全対策	P 14
(4)	夜間作業時の安全対策	P 14
(5)	その他	P 15
5	工事・作業許可申請書の添付書類について	P 15

第2．行事許可

1 行事許可申請の手続きについて	P 16
（1）根拠	P 16
（2）申請者	P 16
（3）申請書の様式、提出部数	P 16
（4）申請書の提出時期	P 16
（5）許可申請から行事实施までのフローチャート	P 16
（6）申請書の宛名及び提出方法	P 16
（7）事務取扱窓口	P 17
（8）事務取扱時間等	P 17
（9）審査基準及び標準処理期間	P 17
（10）行事許可申請の内容に変更があった場合	P 17
（11）行事の完了	P 17
2 行事許可申請書の具体的記載要領	P 17
（1）目的及び種類	P 17
（2）期間及び時間	P 17
（3）区域又は場所	P 18
（4）方法	P 18
（5）その他（事故防止措置等）	P 18
3 行事可申請書の添付書類について	P 18

第3．添付資料

別添1 工事・作業又は行事許可申請書	P 20
別添2 工事・作業又は行事内容変更許可申請書	P 21
別添3 工事・作又は行事業完了届	P 22

第1. 工事・作業許可

1 工事・作業許可申請の手続きについて

(1) 根拠

港則法第31条

1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

(※福島県内では小名浜港、相馬港が特定港に該当します。)

2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条(抜粋)

第31条の規定は、特定港以外の港について準用する。

(※福島県内では四倉港、江名港、中之作港が該当します。)

港則法第52条第2項(抜粋)

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

1 第31条第1項(第45条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき

(※工事・作業許可申請書の提出をせず、港長の許可を受けないまま、工事又は作業を行なった場合が該当します)。

港則法第56条(抜粋)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第52条第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(※現場の工事作業員だけでなく、その代表者も罰せられます。)

(2) 申請者

申請者となる「工事又は作業を行おうとする者」とは、つまり工事又は作業を実際に施工する責任者です。即ち、当該行為の実施について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

従って、請負契約を締結し工事等の施工が一任されている場合には、その請負先が申請者となります。

(3) 申請書の様式、提出部数

申請者は、別添1の第9号様式「工事・作許可申請書」を1部提出して下さい。

表題は工事の場合は「工事許可申請書」、作業の場合は「作業許可申請書」と記

載して下さい。

なお、「工事」と「作業」の区別については、「工事」は行為の行なわれた場所において将来に施設など痕跡を残すもの、一方「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。

例) 防波堤の築造、補修等については「工事」、浚渫及び洗掘の埋め戻しは「作業」、潜水土による海底地形の確認は「作業」、潜水作業を伴う防波堤工事は、「工事」として提出して下さい。

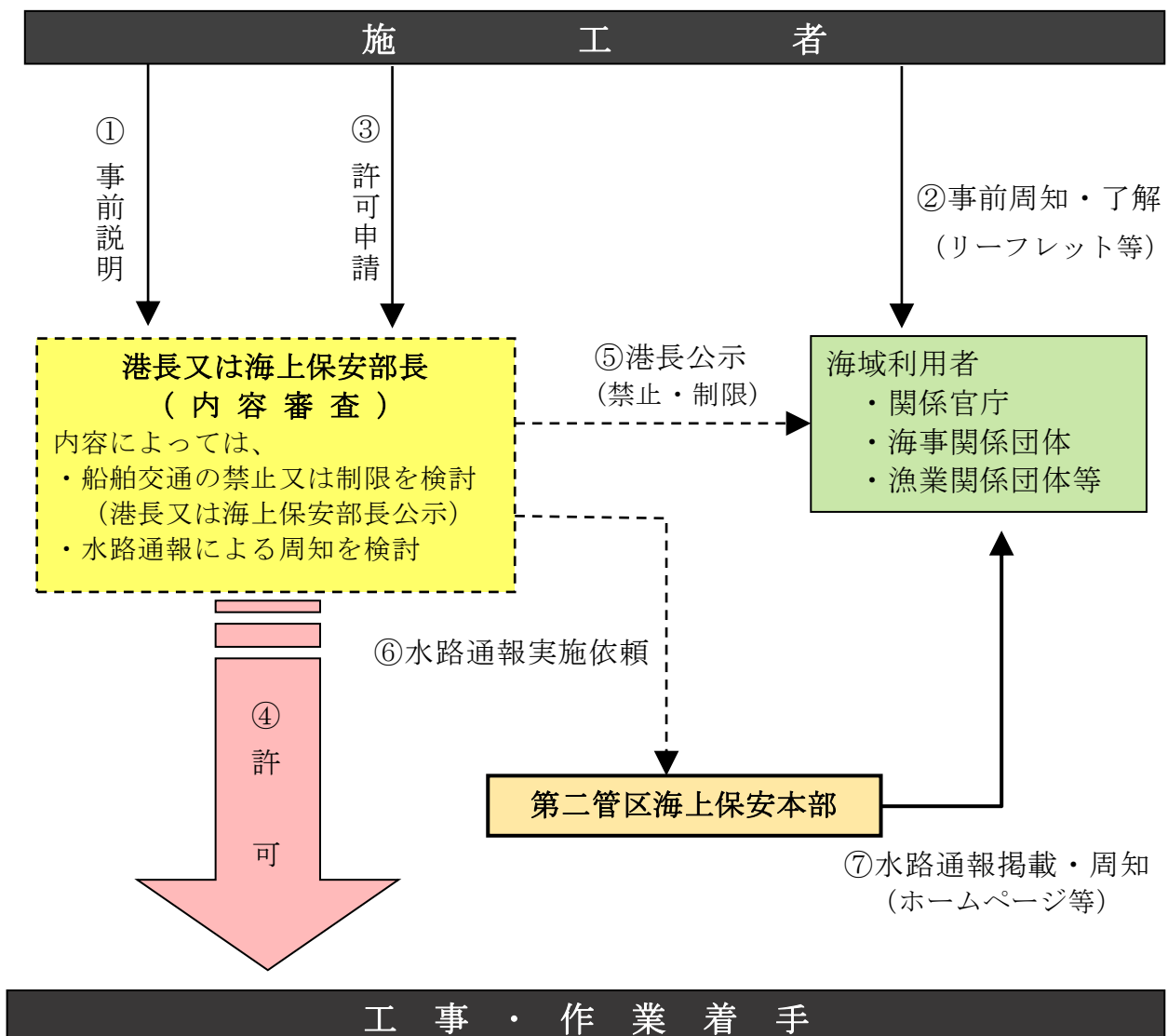
(4) 申請書の提出時期

原則として着工日の1ヶ月前に提出して下さい。

理由は、工事・作業の内容によっては、一般船舶の交通を禁止、制限するとともに、事前に水路通報等により関係船舶に周知を図る必要があるためです。

なお、海難に伴う船底調査作業等の緊急を要するものについては、この限りではありません。

(5) 許可申請から工事・作業着手までのフローチャート



(6) 申請書の宛名及び提出方法

- ① 特定港に係る申請は、管轄する港長、特定港以外の港については、管轄する海上保安部長へ提出して下さい。

提出先	申請書記載の宛名	適用される港
福島海上保安部	小名浜港長	小名浜港
	相馬港長	相馬港
	福島海上保安部長	四倉港、江名港、中之作港

- ② 申請書の提出は、直接事務取扱窓口へ持参していただくか、郵送により提出して下さい。
- ③ 令和4年3月1日より電子メールによる提出も可能となりますので、電子メールでの提出を希望される場合は、以下の事務取扱窓口までお問い合わせください。

(7) 事務取扱窓口

福島海上保安部 交通課	
〒971-8101	
福島県いわき市小名浜字辰巳町66番地	
電話番号	0246-54-3450
FAX番号	0246-53-7113

(8) 事務取扱時間等

受付時間は、次のとおりです。

- 平日（月曜日～金曜日）

午前8時30分から12時00分、

午後1時00分から5時15分まで

なお、申請受付の際に、内容確認のため概要説明を求めますので、午後4時30分までに窓口にお越し下さい。

- 閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始12月29日～1月3日）は、取扱いません。

(9) 審査基準の様式及び標準処理期間

行政手続法に基づき、港長又は海上保安部長は、港則法に規定する各種許可申請等について審査基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口にて閲覧できるようにしておりますので、許可申請などを行う場合には事前に確認して下さい。

工事・作業の許可申請にかかる標準処理期間は、1か月以内となっております。

(10) 工事・作業許可申請の内容に変更があった場合

工事・作業の許可を受けた後、許可申請内容と異なる状況が生じる場合には、速やかに変更の理由等を記載した別添2の「工事・作業内容変更許可申請書」又は「工事・作業内容変更届」を1部提出し、変更の許可等を受けて下さい。

※ 変更の許可を受けずに工事・作業を実施した場合は、P3の「港則法第31条第1項」の規定に違反したことに該当しますので注意してください。

◆ 「変更許可」に該当する主な例

- 1 工種の追加・削除
- 2 工数の増加・削除
- 3 施工方法の変更
- 4 期間の延長

※ 期間の延長に伴う変更許可申請において、期間（期限）が迫ってから変更許可申請されることが散見されますので期間に余裕を持って申請して下さい。この場合、発注者との変更契約書の写しが無い場合は、申請時にその旨説明して下さい。

なお、期間を過ぎてからの期間延長に伴う「変更許可申請」は許可することができません。

この場合新規の許可申請扱いとなり許可されるまでの間は、工事・作業を実施できないこととなります。

◆ 「変更届」に該当する主な例

- 1 使用する船舶の追加・削除
- 2 船舶操縦者（船長）の追加・削除
- 3 潜水士及び現場代理人等作業員の追加・変更
- 4 緊急時の連絡体制等の変更
- 5 その他軽微な変更

(11) 工事・作業の完了

工事・作業が完了した時は、速やかに別添3の「工事・作業完了届」1部を、窓口、郵送、FAX又はメールにて提出するか、電話により完了した旨を連絡して下さい。

2 工事・作業許可申請を提出する前の検討事項

工事・作業許可申請書を提出してから計画を変更するような（ただし止むを得ない場合を除く。）状況とならないよう、十分に内容を検討するとともに計画立案時から相談して下さい。特に工事区域の設定、警戒船の配備については、十分に検討願います。

(1) 工事区域の設定

工事区域を設定する場合は、船舶交通の安全に及ぼす影響等が最小に留まるよう次の事項等に留意して計画して下さい。

- ① 作業船等の配置及びアンカーワイヤーの展張方法・角度・長さは、航行船舶への影響が最少となるよう考慮して下さい。
- ② 付近航行船舶に対する事故防止のため警戒船の配置、注意喚起、情報提供の方法等の安全対策を検討して下さい。
- ③ 工作物設置工事の場合、完成後の工作物への標識（灯）の設置を検討して下さい。
- ④ 夜間に工事・作業を実施する場合には、その理由及び照明等の設備に関する事項も施工計画の内容に含めるとともに、夜間における安全対策及び緊急連絡系統を策定して下さい。
- ⑤ 工事・作業を実施するにあたり、事前に海域利用者へ実施内容を十分に周知し、支障が無いよう調整して下さい。

(2) 警戒船の配備

海上保安庁では、海上において行われる工事・作業に係る警戒船の配備基準を定めており、次のいずれかに該当する工事作業には、警戒船を配備して下さい。

- ① 告示又は公示による交通制限を伴う工事・作業
- ② 船舶交通が特にふくそうする航路及びその周辺海域における工事・作業（航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われる工事・作業を除く。）
- ③ 爆破作業、危険度の高い潜水作業などの工事・作業
- ④ 航行船舶の可航水域が狭められる工事・作業
- ⑤ 港則法施行規則第9条第1項（特定港内における200mを超えて行われる曳航禁止）の規定の免除を受けて行われる曳航作業
- ⑥ その他船舶交通の危険又は混乱が生ずるおそれのある工事・作業

3 工事・作業許可申請書の具体的記載要領

工事又は作業許可申請書の記載項目については、港則法施行規則第16条に「工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。」と規定されています。

申請書の作成に当たっては、工事・作業の種類に応じて表題を、「工事許可申請書」又は「作業許可申請書」とし、次の項目を記載して図面等の資料を添付のうえ提出して下さい。

(1) 目的及び種類

発注者との契約工事等の名称をそのまま記載しないで、実際に行う内容を簡潔

に記載して下さい。

◆ 記載例

- 1 小名浜港〇〇岸壁前面海域を－〇mに維持するための浚渫工事
- 2 小名浜港〇〇岸壁の損傷状況を調査するための潜水作業
- 3 小名浜港〇〇防波堤の災害復旧にかかる消波据付工事
- 4 小名浜港〇〇波堤の災害復旧に伴うケーソン据付工事

(2) 期間及び時間

契約工期ではなく海上で実際に工事・作業を行う期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨記載して下さい。(陸上での準備工等は含まれません。)

◆ 記載例

令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

(日出～日没又は〇〇時～〇〇時)

(予備日 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日)

(3) 区域又は場所

- ① 地名、地先、区域等の名称を記載するとともに、「別紙のとおり」と記載し、必ず作業区域、施工区域を記載した図面を添付して下さい。
- ② 作業区域、施工区域等を表す場合は、北緯、東経で示した地点を記入して下さい。
- ③ 施工位置図、工事区域並びに現場付近の関係を示す位置図及び付近の詳細な部分図は、色分け等を行い分かりやすくして下さい。

◆ 記載例

1 点の場合

北緯〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒 東経〇〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒の地点

2 区域の場合

次の各地点を結んだ線により囲まれた海域

イ 北緯〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒 東経〇〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒の地点

ロ 北緯〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒 東経〇〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒の地点

ハ 北緯〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒 東経〇〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒の地点

ニ 北緯〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒 東経〇〇〇度〇〇度〇〇. 〇秒の地点

(4) 方法

- ① 「別紙のとおり」と記載し、別途工事・作業の方法及び手段を、施工順序に従って関係図面等を用いて、簡潔明瞭に記載した書類等を添付して下さい。
- ② 作業船の配置により付近航行船舶の通航路が著しく狭くなる工事・作業につ

いては、図面等に作業船の配置、アンカー位置、標識（灯）の設置位置、警戒船配置状況を記載して下さい。

- ③ 潜水作業については、潜水方法（フーカー式又はスクーバ式等）、潜水土数、潜水時間等を記入して下さい。
- ④ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法等について明確に記載して下さい。（この場合の照明設備は、航路標識と誤認されるおそれがないものを使用し、他の航行船舶をげん惑させることのないような使用方法として下さい。）
- ⑤ 作業船・土運船等が、作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日当たりの入港隻数を記載して下さい。
- ⑥ ケーソン等の長大物をえい航する場合は、えい航形態、えい航全長、警戒船配置、運航経路等を記載して下さい。
- ⑦ 工事・作業に船舶を使用する場合は、船舶検査証書及び操船者の海技免状の写しを添付するか、用途、船名、要目（トン数、全長、全幅、喫水）、機関馬力（警戒船にあつては速力）、船舶検査証書の有効期限、船長名、連絡先等を記載した一覧表を提出して下さい。
なお、一覧表については、使用する船舶と操船者を別の一覧表としてもかまいません。
- ⑧ 潜水作業を伴う場合は、潜水土の免許証の写しを添付するか潜水土名簿（一覧表）を添付してください。

◆ 記載例

1 工事の概要

〇〇岸壁（前面水深DL-〇m、延長〇m、天端高DL+〇m）を築造するため、浚渫船、杭打船、ガット船等を使用して、下部工、ケーソン工及び上部工を施工するものです。（工事フローチャート、要領図参照）

2 標識（灯）の設置

小型クレーン船及び測量船により、作業区域を明示する灯浮標〇基（塗色黄色、単閃黄光、毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、灯高〇m）及び赤旗付き竹竿〇本を設置します。（標識（灯）設置位置図、灯浮標緒元表参照）

3 深浅測量

水深の現状を把握するため、陸上の側点から誘導しながら測量船1隻を〇〇方向、間隔〇m、速力〇ノットで航走させ、音響測深機により深浅測量をします。（測量作業図参照）

4 浚渫工

クラブ式浚渫船（〇m³）を作業要領図のとおり、アンカーで係留して東側から西側にDL-〇mまで掘削（約〇m³）し、浚渫土はえい航式底開土運搬船（〇m³積）により〇〇埋立地に運搬して、埋立用材として投入します。土運船の曳

航は全長○m以下で行い、1日当り○隻運航します。(浚渫作業状況図、運搬経路図参照)

5 捨石投入工、均し工

ガット船を要領図のとおりアンカーで係留して、捨石(約○m³)を投入します。その後、潜水土船を配置し、潜水土(フーカー式、○名)により-○mに基礎マウンドを構築します。(捨石投入要領図、運搬経路図参照)

6 ケーソン設置工

起重機船(○トン吊り)により○○埋立地で製作したコンクリートケーソン(○×○×○m)を吊り運搬して、作業図のとおり合計○函を設置します。吊り運搬は全長○mとなるため、前後に警戒船を配置し、約○ノットで曳航し、設置時は潜水土船を配置して潜水土(フーカー式、○名)が、位置を確認しながら設置します。(ケーソン設置作業図、運搬要領図、運搬経路図参照)

7 中詰工、蓋コンクリート工

ガット船を作業図のとおり係留して、ケーソンの中に土砂(○m³)を投入します。作業時は、海面への脱落を防止するため、シートを図のとおり展張します。

コンクリートプラント船を作業図のとおりアンカーで係留し、ケーソン上部工にコンクリートを投入して蓋をします。(中詰作業図、蓋コンクリート作業図参照)

8 被覆石工

ガット船によりケーソン前面に被覆石(約○m³)を投入し、その後、潜水土を配置して潜水土(ヘルメット式、○名)により、-○mに被覆石の均しを行います。(被覆石作業図参照)

9 上部工

陸上からクレーン車を使用して上部に型枠を設置し、鉄筋工を施し、ミキサ車でコンクリートを打設します。約○日養生した後、クレーン車で型枠を撤去します。上部工施工中は、海側に作業図のとおり足場を設置し、○m間隔に標識灯○基(型式○○、塗色黄色、単閃黄光毎○秒に1閃光、光達距離○km、水面上○m)を設置します。足場設置作業では、高潮時に潜水土(スクーバ式、○名)によりブラケットを取り付けます。(上部作業図、足場設置図参照)

10 確認測量工

測量船1隻を東西方向に10mピッチで航走させ、作業海域の音響測深を行い、水深-○mが確保されていることを確認し、揚錨船1隻により作業区域の灯浮標を撤去します。(確認測量作業図参照)

11 使用船舶等

使用する船舶及び操船者は、一覧表のとおりです。

なお、使用船舶及び海技免状の有効期間が過ぎるものについては、更新手続き完了後に再提出いたします。

使用船舶及び船長一覧表

船名	用途	トン数	船舶 番号等	有効期限	所有者	船長名	海技免状 有効期限	備考
A丸	作業船	19 t	123456789	R4. 3. 31	海保建設	うみまる	一級 R4. 3. 31	—
B丸	潜水士船	9.9 t	987654321	R5. 1. 1	保安㈱	うーみん	二級 R5. 1. 1	—

※使用する船舶は、船舶検査証書記載事項（航行区域、最大搭載人員及び航行上の条件等）を遵守いたします。

12 潜水士等

潜水作業に従事する者は、潜水士名簿のとおりです。

潜水士名簿（一覧表）

資格	氏名	交付年月日	資格番号	交付者	備考
潜水士	うみまる	S47.4.1	第12345号	〇〇労働基準局	
潜水士	うーみん	H3.7.1	第984562号	〇〇〇労働基準局	

(5) その他（事故防止措置等）

① 「別紙のとおり」と記載し、別途許可を受けようとする工事作業の事故防止措置のほか、付近の航行船舶に対する安全対策を記載した書類及びその他関係書類を添付して下さい。

② 事故防止措置（安全対策）としては、次のような事項を記載して下さい。

- ◆現場責任者、安全管理責任者の氏名、連絡先及び安全管理体制
- ◆港則法及び海上衝突予防法等の海事関係法令の遵守
- ◆標識（灯）の設置
- ◆作業船の灯火、形象物及びアンカーワイヤー等の標示
- ◆警戒船の配備
- ◆荒天等の工事・作業の中止基準
- ◆緊急時の連絡系統図
- ◆関係先との調整状況及び周知状況

※海域利用者からの同意書が添付されている例が見受けられますが、説明周知により了承が得られている場合、同意書の添付は必要ありません。

- ◆作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難場所

◆夜間作業がある場合は、照明の規模及び配置、警戒体制並びに緊急時の体制

③ 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記載して下さい。

◆海洋汚染防止に関する措置

◆使用する資機材の流失防止対策及び流失時の回収

◆変更時の手続き、完了届に関すること

④ 他官庁等が許可・発行する書類を添付して下さい。

◆契約書、発注証明書、又は発注指示書等の発注者、工事名、契約工期等の事実が分かる箇所の写し。

◆水域占用許可、公有水面埋立許可、火薬類使用許可及び特別採捕許可等の写し。

4 安全対策の工種別記載例

(1) 一般的な安全対策

◆ 記載例

1 工事・作業においては、港則法、海上衝突予防法の規定事項を遵守するとともに、作業船には海上衝突予防法に基づく灯火、形象物を掲げます。

2 工事・作業に先立ち、関係漁協等水域利用者に対して別添のリーフレットを配布により工事・作業内容を周知し了解を得ております。(周知先一覧表参照)

3 作業区域を明示するため、図〇〇のとおり灯浮標〇基(型式〇〇、塗色黄色、単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇km)を設置します。

4 作業船のアンカーワイヤー水深〇mの位置には、アンカーブイ又は灯浮標を設置し、水深〇m以上の通航路を〇m以上確保します。

(アンカーブイ又は灯浮標は、形状、塗色、灯質等を記載して下さい。)

5 工事・作業中は常時警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意を喚起します。

(専従警戒要員 〇〇〇〇 業務講習証明書 福島第〇〇号)

※警戒船を配備しない場合は、警戒船に代わる有効な警戒方法を記載して下さい。(例 防波堤上には、専従の警戒員〇名を配置し、警戒に当たります。)

6 作業船と警戒船とは、トランシーバにより常時連絡設定します。

7 夜間作業は実施しません。

8 作業開始前には設備、用具、船舶等の始業点検を実施します。

9 作業船等の乗組員(作業員)には救命胴衣、安全靴、安全帽等保護具を着装させます。

10 台船、灯浮標、その他工事用資機材等の流出のおそれがあるものには、所

有者名及び電話番号等の連絡先を標示します。また、これらの係留、設置に当たっては、流出しないよう強固に係止するなど流出防止策を講ずるとともに、保守管理を確実に行ないます。

万一流失等があった場合は、付近航行船舶等のその旨の周知を行うとともに、責任をもってその発見回収に努めます。

- 11 台風の接近等異常気象が予想される場合は、各作業船を○へ避難させます。
- 12 気象海象情報に留意し、気象警報等が発表された場合、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合又は次の基準に達した場合は作業を中止します。また、この基準に達しない場合であっても状況に応じ中止します。

作業中止基準

一般作業の場合

風速：○m/秒以上（平均風速）

波高：○m以上

視程：○m以下

（潜水作業の場合）

（風速：○m/秒以上）

（波高：○m以上）

（視程：○m以下）

（潮流：○ノット/秒以上）

（水中視界：○m以下）

- 13 工事・作業中、事故その他異常事態が発生した場合は、別添「緊急時連絡系統図」により、海上保安庁緊急電話118番または福島海上保安部警備救難課（Tel 0246-53-7111）、その他関係先へ速やかに連絡します。
- 14 工事・作業現場には許可書またはその写しを携行し、同書記載の安全対策の各事項を末端の作業員に至るまで予め教育し、周知徹底します。

（2）潜水作業時の安全対策

◆ 記載例

- 1 潜水作業を実施する前に、現場付近の作業員や船舶に対し、潜水作業を実施する旨を十分周知します。
- 2 潜水作業を行う前に、潜水者の健康状態調査及び潜水器材の点検、整備を実施します。
- 3 潜水作業中は、船上に国際信号旗「A」旗または「A」旗を表す信号板を掲げるとともに、見やすい場所に「潜水作業中」と標示した看板を掲げます。
なお、岸壁から潜水作業を行う場合は、岸壁上に「A」旗を表す信号板を設置します。
- 4 潜水方式は、フーカー式（スクーバ式）により、2名1組で作業を行います。
- 5 船上の補助員は、常時○名以上確保します。補助員のうち○名は見張り専従とし、接近する船舶等があれば、潜水者に対して水中電話等により他の船舶等の接近を速やかに連絡します。

- 6 潜水者と潜水士船以外の作業船が合同で作業を行う場合は、作業開始前に潜水作業責任者、潜水者と作業船船長等関係者間での十分な打合せを行います。
- 7 船底調査等を行う場合は、推進器、船底弁等による事故を防止するため、事前に当該船舶の責任者（職名、氏名）と十分な打合せを行い、当該船舶責任者と船舶作業責任者間の連絡手段、方法及び事故防止の措置が講じられていることを確認したうえで作業を開始します。
- 8 岸壁付近で潜水作業の実施については、岸壁管理者の了解を得ております。

（3）浚渫作業時の安全対策

◆ 記載例

- 1 浚渫作業に当たり、海域利用関係者に対し周知を行い、了解を得ています。
- 2 航路及び岸壁（棧橋）周辺における作業に当たっては、通航路または離着岸（棧）船の状況を事前に確認し、影響がある場合は浚渫船を移動または退避して通航路、離着岸（棧）船の安全を確認します。
- 3 浚渫作業中は、周辺海域の環境に配慮し、浚渫船に汚濁防止柵（汚濁防止膜）を装備し、汚濁拡散防止に努めます。
- 4 浚渫作業中は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等を準備しておきます。
- 5 浚渫船団の待機場所は、〇〇船溜りとします。
- 6 浚渫土砂から油分が湧出した場合は、直ちに作業を中止し、油防除作業（オイルフェンス展張等）を実施するとともに、その他関係先へ速やかに通報し、その指示に従います。
- 7 浚渫、床掘土砂は、〇〇地区埋立て用材に流用するため、別添のとおり溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。
- 8 海洋投入処分に使用する船舶は、別添のとおり廃棄物搬出船の登録がなされていることを確認しています。

（4）夜間作業時の安全対策

◆ 記載例

- 1 作業に必要な照度が得られるように照明器具を配置し、安全を確保します。
- 2 照明の点灯に際しては、航路標識の視認を妨げず、通航船舶をげん惑させることのないよう照度・角度等を調整します。
- 3 作業船等の船舶には法律で定められた灯火を表示し、事故防止に努めます。
- 4 夜間航行を認められていない船舶は使用しません。

(5) その他

◆ 記載例

- 1 工事・作業に伴って発生する廃棄物及び油類が、海上に落下、流出しないようにシート等を展張して回収し、〇〇に運搬して陸上で処分します。
- 2 工事・作業により発生する残渣、撤去材等（塗装作業におけるケレン（錆）屑、塗料の類を含む）の海面への落下を防止するため〇〇等の措置を講じます。
- 3 ケーソン据付後は、ケーソン上部の両端に標識灯〇基（型式〇〇、塗色黄色、単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、水面上〇m）を設置します。
- 4 特別採捕の許可書は、作業実施までに提出いたします。
なお、採捕作業は、特別採捕許可書が交付されるまで実施いたしません。
- 5 許可内容を変更する場合は、変更許可申請又は変更届を提出いたします。
- 6 工事が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。
- 7 港長又は、海上保安部長の指示がある場合は、これに従います。

5 工事・作業許可申請書の添付書類について

工事・作業許可申請書の提出については、工事・作業許可申請書（第9号様式）のほか、施工計画書や安全対策などの必要最低限の書類を添付し、基本的に次のような順で取りまとめのうえ提出して下さい。

理由としては、関係書類が順不同であることにより、内容の把握が煩雑となり、審査が長引く可能性があるためです。

- ① 工事・作業許可申請書（第9号様式）
- ② 請負契約書、発注証明書等の写し
 - 工事作業が契約工期以上に及ぶ場合は変更契約又は発注証明書等の写し
- ③ 工程表
- ④ 施工位置図
- ⑤ 施工計画書
 - 施工概要
 - 施工フロー図
 - 施工方法
- ⑥ 安全対策
 - 組織図・安全管理体制
 - 安全対策
 - 関係先との調整及び周知状況
 - 緊急連絡系統図
- ⑦ 使用船舶・操船者一覧表等
- ⑧ 水底土砂計量証明書、磁気探査報告書等の写し

⑨ 他官庁の許可・届出等の写し

●水域占用許可、公有水面埋立許可、火薬類消費許可等の写し

第2. 行事許可

1 行事許可申請の手続きについて

(1) 根拠

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

(※福島県内では小名浜港、相馬港が特定港に該当します。)

(2) 申請者

申請者となる「行事をしようとする者」とは、つまり行事实施の責任者です。即ち、当該行為の実施について全般の指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

(3) 申請書の様式、提出部数

工事・作業の場合と同じです。

(4) 申請書の提出時期

工事・作業の場合と同じです。

(5) 許可申請から行事实施までのフローチャート

工事・作業の場合と同じです。

(6) 申請書の宛名及び提出方法

① 特申請は、管轄する港長へ提出して下さい。

提出先	申請書記載の宛名	適用される港
福島海上保安部	小名浜港長	小名浜港
	相馬港長	相馬港

② 申請書の提出は、直接事務取扱窓口へ持参していただくか、郵送により提出して下さい。

③ 令和4年3月1日より電子メールによる提出も可能となりますので、電子メールでの提出を希望される場合は、以下の事務取扱窓口までお問い合わせ

ください。

(7) 事務取扱窓口

工事・作業の場合と同じです。

(8) 事務取扱時間等

工事・作業の場合と同じです。

(9) 審査基準及び標準処理期間

工事・作業の場合と同じです。

(10) 行事許可申請の内容に変更があった場合

工事・作業の場合と同じです。

(11) 行事の完了

工事・作業の場合と同じです。

2 行事許可申請書の具体的記載要領

行事許可申請書の記載項目については、港則法施行規則第17条に「行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。」とされています。

申請書の作成に当たっては、次の項目を記載して図面等の資料を添付のうえ提出して下さい。

(1) 目的及び種類

行事の目的及び種類を簡潔明瞭に記載してください。

◆ 記載例

- 1 第〇回〇〇花火大会
- 2 第〇回ヨットレース
- 3 海洋汚染防止思想普及活動のためのパレード
- 4 油流出訓練を想定したオイルフェンス展張訓練
- 5 ヘリと救助船による海難訓練を想定した連携救助訓練

(2) 期間及び時間

行事の開始及び終了年月日及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨記載して下さい。また、行事開始前の準備作業及び終了後の後片付け等により海面を占有する場合は、その期間も行事の期間として記載して下さい。

なお、数日の期間にわたる場合は、スケジュール表を添付して下さい。

◆ 記載例

令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日（〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分）
（予備日：令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日 同時刻）

(3) 区域又は場所

工事・作業の場合と同じです。

(4) 方法

- ① 「別紙のとおり」と記載し、行事の実施方法及び手段を順序に従って具体的に図等を用いて記載した書類等を添付して下さい。なお、実施要領等がある場合はこれを添付しても構いません。
- ② 参加人数、パレードの場合は船隊の編成状況、参加船艇（船名、トン数等）、旗流信号及び音響信号等を使用する場合はその旨を記載して下さい。

(5) その他（事故防止措置等）

- ① 「別紙のとおり」と記載し、許可を受けようとする行事の事故防止措置のほか、付近の航行船舶に対する安全対策を記載した書類及びその他関係書類を添付して下さい。（基本的に工事・作業の場合と同じです。）
- ② 事故防止措置（安全対策）としては、次のような事項を記載して下さい。
 - ◆現場責任者、安全管理責任者の氏名、連絡先及び安全管理体制
 - ◆救助船及び警戒船の配備（行事参加者に対する危険防止措置及び他船に対する警戒措置）
 - ◆荒天等の行事の中止基準
 - ◆緊急時の連絡系統図
 - ◆関係先との調整状況及び周知状況※海域利用者からの同意書が添付されている例が見受けられますが、説明周知により了承が得られている場合、同意書の添付は必要ありません。
- ③ 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記載して下さい。
 - ◆変更時の手続き、完了届けに関すること
- ④ 他官庁等が許可・発行する書類を添付して下さい。
 - ◆水域占用許可、火薬類消費許可等の写し

3 行事許可申請書の添付書類について

行事許可申請書の提出については、行事許可申請書（第9号様式）のほか、実施要領や安全対策などの要最低限の書類を添付し、基本的に次のような順で取りまとめのうえ提出して下さい。理由としては、工事・作業の場合と同じです。

- ① 行事許可申請書（第9号様式）

- ② 実施位置図
- ③ 実施方法・要領
- ④ 安全対策
 - 組織図・安全管理体制
 - 安全対策
 - 関係先との調整及び周知状況
 - 緊急連絡系統図
- ⑤ 使用船舶一覧表又は船舶検査証書及び海技免状の写し
- ⑥ 他官庁の許可・届出等の写し
 - 水域占用許可、火薬類消費許可等の写し

工事・作業又は行事 許可申請書

令和 年 月 日

〇〇港長 殿

申請者所属・氏 名

1. 目的及び種類

2. 期間及び時間

3. 区域又は場所

4. 方 法

5. そ の 他

工事・作業又は行事 内容変更許可申請書（届）

令和 年 月 日

〇〇港長 殿

申請者所属・氏 名

1. 目的及び種類
2. 期間及び時間
3. 区域又は場所
4. 許可番号及び許可年月日（当初の許可を含め、全ての変更許可番号等を記載すること）
5. 変更の内容
6. 変更の理由
7. そ の 他

工事・作業又は行事 完了届

令和 年 月 日

〇〇港長 殿

届出者所属・氏 名

1. 目的及び種類
2. 許 可 期 間
3. 区域又は場所
4. 許可番号及び許可年月日
5. 完了年月日
6. その他特記事項